

(3) 誰一人取り残されることのない教育の推進

⑪ いじめ・不登校等の諸課題への取組の充実

【これまでの取組・成果と課題】

- 豊かな心をもち、たくましく生き抜く児童生徒の育成に向け、指導資料等を基に、心の教育の基盤となる発達支持的生徒指導*の推進に取り組んできました。
- また、問題行動や不登校の早期発見・早期対応等に向けた組織的な取組や、学校・家庭・地域が連携した体制づくり、やまぐち総合教育支援センター等での相談・支援体制づくりを図ってきたところ です。
- これまでの取組の結果、いじめの定義や積極的な認知に対する理解が広がったことなどで、いじめの認知件数が増加し、早期対応につながったと考えています。
- しかしながら、いじめが複雑化・深刻化し、いじめ防止対策推進法に定める「いじめ重大事態」などの早期解決が難しいケースも発生しています。
- 加えて、長引くコロナ禍により児童生徒を取り巻く家庭・地域社会の在り方が大きく変容する中、学校における暴力行為やいじめ等の児童生徒の問題行動が多様化、複雑化しています。
- 特に、小学校及び中学校の不登校出現率は、近年、全国平均を上回るなど憂慮すべき状況にあることから、こうした諸課題への対応は喫緊の課題になっています。

山口県の不登校児童生徒数と(1,000人当たりの出現率)の状況

| 年度 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 |
|--------------|-------------|---------------|-------------|
| 2018(平成30)年度 | 413人(4.7人) | 1,092人(31.4人) | 287人(8.5人) |
| 2019(令和元)年度 | 500人(6.1人) | 1,322人(38.6人) | 310人(9.4人) |
| 2020(令和2)年度 | 611人(7.4人) | 1,455人(42.8人) | 267人(8.3人) |
| 2021(令和3)年度 | 807人(12.4人) | 1,796人(52.8人) | 348人(11.2人) |

出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

【今後の方向性】

- いじめ等の問題行動や不登校の未然防止のために、心の教育の取組の基盤となる発達支持的生徒指導の充実を図ります。
- 問題行動等の早期発見・早期対応に向けた組織的な取組を充実するため、校内体制の整備と校種間連携を強化するとともに、学校・家庭・地域が連携した体制づくりを推進します。
- SNSなどの多様な方法により、児童生徒の悩みやSOSを幅広く受け止める相談体制の強化を図るとともに、外部専門家や関係機関等との更なる連携や、緊急時等の学校への支援体制の充実を図ります。

【主な取組】

■ 心の教育の取組の基盤となる発達支持的生徒指導の充実

- ▶ 好ましい人間関係づくりを促し、児童生徒の自己理解力、コミュニケーション力、共感性等を含む社会的資質能力を育むための「心の教育推進の手引き」等の活用促進
- ▶ スクールカウンセラーによる児童生徒の心の育成を行う「心理教育プログラム」を一層充実し、「SOSの出し方に関する教育」等による自殺予防教育の更なる推進
- ▶ 生命（いのち）を大切にし、子どもたちを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」の推進



生徒指導担当教員等を対象とした生徒指導研修会

■ 問題行動や不登校の早期発見・早期対応に向けた組織的な取組の充実

- ▶ 入学前後の教育相談の充実やFit^{*}等の生活アンケートの積極的な活用、SNS等を活用した幅広い相談体制づくりによる児童生徒理解の深化
- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー^{*}などの専門家の派遣、関係機関との連携等による児童生徒・家庭・学校等への一層の支援の充実・強化
- ▶ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめなど学校のみでは対応しきれない困難な事案における、警察等の関係機関との連携・協力の促進
- ▶ 警察等関係機関と連携したネットトラブル防止に向けた情報モラル教育の推進
- ▶ 不登校児童生徒のステップアップルーム^{*}を活用した学びの保障及び教室の復帰に向けた支援や教育支援センター（適応指導教室）等との連携強化の促進

■ 教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実

- ▶ 「やまぐちっ子の心を育む道徳教育」プロジェクトの実施に基づく道徳科の特質を生かした授業改善や全校体制による道徳教育の推進
- ▶ 家庭や地域と連携した道徳教育の推進

■ 学校・家庭・地域が連携した体制づくり

- ▶ コミュニティ・スクールや地域協育ネットとの連携、フォーラムの開催等による、いじめの防止等に向けた学校・家庭・地域が一体となった社会総がかりでの取組の充実

■ やまぐち総合教育支援センターの相談・支援体制の充実

- ▶ 児童生徒や親に対する教育相談機能の強化に向けた「子どもと親のサポートセンター^{*}」や「ふれあい教育センター^{*}」における、電話相談やメール相談、来所相談の充実
- ▶ スクールソーシャルワーカーや学校、医療、福祉など、関係機関と連携した家庭への支援を行うための体制づくり

■ 緊急時等の学校への支援体制の充実

- ▶ 学校での重大な事件・事故等の発生時における事態の深刻化の防止や早期解決、児童生徒の安全確保や二次的被害の防止を目的とした専門家の早期派遣
- ▶ いじめの重大事態発生時における早期解決を目的とした、いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施や児童生徒等の心のケア、学校復帰後の学校生活等への適応に向けた外部専門家の派遣

■ 不登校児童生徒等に対する多様な教育機会の確保

- ▶ 不登校児童生徒に対するオンラインでの授業配信による学習支援やスクールカウンセラー等による相談・カウンセリングなど、ICTを効果的に活用した支援の推進
- ▶ ステップアップルームへの専属教員の配置や対象生徒の個別支援など、不登校等生徒への支援の充実
- ▶ 学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校^{*}）の設置検討に向けた調査の実施

コミュニティ・スクールの連携・協働体制を生かした取組

- ・子どもの未来を考えるフォーラムを開催し、不登校に対する理解を深めるとともに、学校・家庭・地域が一体となった支援の充実

ICT環境を生かした取組

- ・不登校児童生徒に対する1人1台タブレット端末を活用した授業配信による学習支援
- ・スクールカウンセラー等による相談、カウンセリングをオンラインで行うなど、ICTを効果的に活用した支援
- ・SNSを活用した児童生徒の悩みやSOSを幅広く受け止める相談体制の強化

【推進指標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値 |
|--|--|---------------------------------------|
| 「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」と思っている児童生徒の割合（公立小・中学校） | 小 84.2% 中 81.9% (2023 (令和5) 年度) | 小 87.8% 中 86.1% (2027 (令和9) 年度) |
| いじめの解消*率（公立小・中・高等学校、特別支援学校） | 97.6% (2021 (令和3) 年度) | 100% (2027 (令和9) 年度) |
| 1,000人当たりの不登校児童生徒数（公立小・中・高等学校） | 小・中 26.6人 高 9.5人 (2021 (令和3) 年度) | 小・中 19人 高 6.0人 (2027 (令和9) 年度) |
| 不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で相談・指導等を受けている児童生徒数の割合（公立小・中・高等学校） | 67.6% (2021 (令和3) 年度) | 100% (2027 (令和9) 年度) |
| 1,000人当たりの暴力行為発生件数（公立小・中・高等学校） | 6.0件 (2021 (令和3) 年度) | 4.0件 (2027 (令和9) 年度) |

- ※**発達支持的生徒指導**：特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるもの
- ※**Fit**：児童生徒対象の学校生活等への適応感を測定するためのアンケート調査
- ※**スクールロイヤー**：法的側面からのいじめ予防教育の実施や学校における法的相談に対応する弁護士
- ※**ステップアップルーム**：市町立学校を対象に設置した、通常の学級での学習や集団での生活が困難となった生徒の支援を行う特別の教室
- ※**子どもと親のサポートセンター**：子育て、インターネットに関するトラブル、家庭教育や学校教育等、子どもの教育に関する全般的なことや、いじめ・不登校などについて、子どもや保護者及び教職員に対する相談・支援を行うやまぐち総合教育支援センター内の組織
- ※**ふれあい教育センター**：発達に不安や心配のある子どもの家庭教育や就学、特別支援教育等について、子どもや保護者及び教職員に対する相談・支援を行うやまぐち総合教育支援センター内の組織
- ※**学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）**：不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保のため、不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校
- ※**いじめの解消**：少なくとも、①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月間）、②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを満たしている状態（文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針」）

⑫ 特別支援教育の推進

【これまでの取組・成果と課題】

- 特別な教育的支援を必要とする障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けて、障害の状態等に応じた適切な指導や必要な支援を受けることができるよう、本県特別支援教育の充実を図ってきました。
- 具体的には、複数の障害を対象とする総合支援学校^{*}への改編や地域コーディネーター^{*}による小・中・高等学校等の支援を行う体制を整えるなど、身近な地域で専門的な教育が受けられる環境の整備を進めてきました。
- その結果、総合支援学校において障害の重度・重複化、多様化に応じた教育課程の編成や学科の改編を実施するとともに、地域交流スペースを取り入れた施設等の整備を着実に進めることができました。
- また、全ての公立幼・小・中・高等学校等では校内コーディネーター^{*}の指名、校内研修の実施等、校内の相談支援体制の整備が概ね完了しています。
- 加えて、全ての県立高等学校等において、必要とする生徒に対して、通級による指導が実施可能となる体制を整えました。
- しかしながら、近年、特別支援教育を受ける児童生徒は増加傾向にあり、インクルーシブ教育システム^{*}構築のための特別支援教育の推進に向けて、整備した体制の更なる充実が求められています。

【今後の方向性】

- 特別な教育的支援を必要とする障害のある幼児児童生徒がきめ細かな指導や切れ目ない支援により、自己のもつ力や可能性を最大限に伸ばし、より身近な地域で適切な指導や必要な支援を受けることのできる体制の充実を図ります。
- 共生社会の実現に向けて、全ての幼児児童生徒が共に学び、支え合い、将来を見据えて地域社会の一員として心豊かに成長できることをめざす活動を推進します。



総合支援学校における地域との交流による実践的・体験的な学習活動

障害のある特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の「自立と社会参加」の実現

「共生社会」の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築・推進

山口県がめざす特別支援教育の姿（方向性）

- ・特別な教育的支援を必要とする障害のある幼児児童生徒が、きめ細かな指導や切れ目ない支援により、自己のもつ力や可能性を最大限に伸ばし、自立・社会参加ができる。
- ・特別な教育的支援を必要とする障害のある幼児児童生徒が、より身近な地域で適切な指導や必要な支援を受けることができる。
- ・全ての幼児児童生徒が共に学び、支え合い、将来を見据えて地域社会の一員として心豊かに成長できる。

山口県の特別支援教育推進の柱

- 1 総合支援学校における教育の充実
- 2 高等学校等における特別支援教育の充実
- 3 小・中学校における特別支援教育の充実
- 4 早期からの切れ目ない支援体制の充実
- 5 特別支援教育を推進する体制の充実

■インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

- ・一人ひとりに応じた指導や支援の充実
- ・多様な学びの場の整備・充実
- ・切れ目ない指導や支援の充実

- ・「自立」の捉え方は多様であり、また、一人ひとり、社会参加の形も様々であると考えられます。
- ・県教委では、「障害のある幼児児童生徒が、社会の中でどう生きていくかを踏まえて、安心できる環境のもと、自己決定に基づき、自分の長所と可能性を伸ばし、もてる力を最大限に発揮して、学校や社会の中で、必要に応じて支援を受けながら、自分の役割を果たし、自分らしい生き方を実現している」ことを「自立」と捉えます。

【主な取組】

■総合支援学校における教育の充実

- ▶ 障害の多様化に応じた弾力的な教育課程の編成と行動面等で著しい困難さを示す児童生徒への指導・支援や自立活動の指導の充実
- ▶ 就業実践科の成果の普及や地域交流スペース等を活用した実践的・体験的な学習活動などのキャリア教育の充実
- ▶ 医療的ケアを必要とする児童生徒が安全・安心に学校で学ぶことができるよう、ガイドラインの整備と校内外における学習環境の整備
- ▶ 幼児児童生徒数の増加等に伴う教室不足の解消や障害の重度・重複化に対応した施設整備の推進

■高等学校等における特別支援教育の充実

- ▶ 特別支援教育推進教員^{*}や地域コーディネーター等と連携した個別の教育支援計画^{*}や個別の指導計画^{*}の作成と活用の推進
- ▶ 発達障害等のある生徒への指示や発問の仕方について工夫や配慮をするなど、特別支援教育の視点を取り入れた授業づくりの推進
- ▶ 障害による学習上又は生活上の困難を改善または克服するための通級による指導をはじめとする適切な指導の充実

■ 小・中学校における特別支援教育の充実

- ▶ 全ての教員が、多様な実態のある児童生徒が互いに認め合える集団づくりを実践することのできる専門性の向上
- ▶ 通常の学級において、全体への手立てと個への手立てを具体化するなど、特別支援教育の視点を取り入れた授業づくりの推進
- ▶ 特別支援学級や通級による指導の担当者が障害の状態に応じた自立活動の実践を進めることのできる専門性の向上

■ 早期からの切れ目ない支援体制の充実

- ▶ 個別の教育支援計画の活用による医療・保健・福祉等と連携した相談・支援体制の充実
- ▶ 教育支援に関わる関係者や保護者の理解が進むよう、就学先決定の方法や多様な学びの場等についての周知
- ▶ 幼児児童生徒への指導・支援や合理的配慮に関して、学校・園における情報の確実な引継ぎと進学先での継続的な取組の推進

■ 特別支援教育を推進する体制の充実

- ▶ 特別支援教育センター等に配置した地域コーディネーターによる学校・園への訪問支援等を通じた各学校の相談支援の実効性の向上
- ▶ 総合支援学校教員や特別支援学級を担当する教員の視覚障害・聴覚障害などの各障害種に関する専門性の継承と向上
- ▶ コミュニティ・スクールを核とした交流及び共同学習や特別支援教育フェスティバル等の障害及び障害者理解を深める特色ある取組の推進

コミュニティ・スクールの連携・協働体制を生かした取組

- ・地域の施設等での清掃活動や地域交流スペースを活用したカフェ運営等を通じた実践的・体験的な学習活動の推進
- ・地域住民や企業・大学等の専門家の参画や協力を得て実施する、総合支援学校と小・中・高等学校等との交流及び共同学習の推進
- ・児童生徒の芸術作品展と作業製品販売とを一体的に実施する特別支援教育フェスティバルの開催

ICT環境を生かした取組

- ・拡大読書器、理解や意思表示を支援するためのICTによる入出力支援機器等、障害の特性に応じたICT機器や補助具の活用の推進
- ・社会体験の一層の充実に向けたオリジナルVR動画の作成と活用の推進
- ・企業との連携による、将来の職業生活に向けたICT活用に係る知識や技能の習得を促す指導方法等の開発

【推進指標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値 |
|---|--------------------------|---------------------------|
| 総合支援学校高等部の就職希望生徒の就職決定率 | 98.8% (2022 (令和4) 年度) | 100% (2027 (令和9) 年度) |
| 公立幼・小・中・高等学校等において、個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児児童生徒のうち、実際に作成されている幼児児童生徒の割合 | 89.2% (2022 (令和4) 年度) | 100% (2027 (令和9) 年度) |
| 公立幼・小・中・高等学校等において、個別の指導計画の作成を必要とする幼児児童生徒のうち、実際に作成されている幼児児童生徒の割合 | 86.7% (2022 (令和4) 年度) | 100% (2027 (令和9) 年度) |
| 義務教育段階から高等学校段階に進学、就職する生徒について、個別の教育支援計画を活用した支援情報の引継ぎ率 | 77.5% (2022 (令和4) 年度) | 100% (2027 (令和9) 年度) |
| コミュニティ・スクールを核とした交流及び共同学習を、地域住民や大学・企業等の参画を得て実施した総合支援学校数 | 2校 (2022 (令和4) 年度) | 全 12 校 (2027 (令和9) 年度) |

※**総合支援学校**：山口県が設置した特別支援学校の呼称

※**地域コーディネーター・校内コーディネーター**：山口県でのコーディネーターの呼称。各学校での特別支援教育を推進する特別支援教育コーディネーターを「校内コーディネーター」、地域における相談支援を行う特別支援教育コーディネーターを「地域コーディネーター」と呼んでいる。

※**インクルーシブ教育システム**：人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み（障害者の権利に関する条約第 24 条）

※**特別支援教育推進教員**：特別支援教育推進の拠点となる高等学校等や特別支援教育を推進する高等学校等に配置する、特別支援教育の高い専門性を有する教員

※**個別の教育支援計画**：幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、乳幼児期から学校卒業後までを見通した長期的な視点で、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携して教育的支援を行うために作成する計画

※**個別の指導計画**：各学校の教育課程や「個別の教育支援計画」に示された長期的な支援の方針を踏まえて、各教科等の目標や指導内容・方法、配慮事項等を具体的に示した計画

⑬ 多様なニーズに応じた児童生徒への支援の充実

【これまでの取組・成果と課題】

- 日本語指導が必要な児童生徒への支援に関しては、国の配置基準に基づく日本語指導担当教員の配置等による支援体制を整備するとともに、文部科学省の派遣制度を活用した外国人児童生徒等教育アドバイザーによる研修等で日本語指導等に携わる教職員の専門性の向上を図ってきました。
- その結果、小・中学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒数が増加傾向にある中、支援体制の整備も徐々に進み、実際に日本語指導を受けている児童生徒数も増加しています。
- しかしながら、日本語指導については、令和3年度「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」によると、来日直後の児童生徒や分散地域における児童生徒への対応は十分とは言えず、支援体制のさらなる充実が求められます。
- 少人数指導・少人数学級に関しては、小・中学校において学力向上や生徒指導上の諸問題に対応するため、より多くの教員を配置し学級集団の規模縮小によるきめ細かな指導・支援を実施してきました。
- その結果、児童生徒の学習意欲の向上とともに、主体的な学びと学習習慣の確立につながっています。
- しかしながら、個々の児童生徒の学力向上や多様化する生徒指導上の課題に対応するとともに、各校の実態に応じた少人数指導を拡充するための教員を十分に確保する必要があります。
- 中学校夜間学級^{*}（以下、夜間中学という。）に関しては、これまで市町教育委員会と連携して夜間中学への入学を希望する方のニーズの把握を行ってきました。2022（令和4）年に県教育委員会が全県でニーズ調査を実施した結果、ニーズや関心は現在不登校となっている学齢期の生徒の中に多く見られ、義務教育未修了者や外国籍の方の回答はほとんど確認されませんでした。
- しかしながら、設置等の必要性について判断するためには、これまでに実施したニーズ調査や国勢調査の結果等に基づく分析・検討等を要すると考えられます。
- また、各学校におけるヤングケアラーの早期発見に資するため、教育相談担当者等を対象とした研修を実施するなど、教職員へのヤングケアラーの概念等について理解促進を図っているところです。

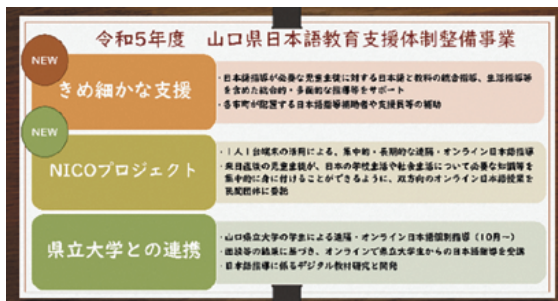
【今後の方向性】

- 小・中学校における日本語指導については、1人1台タブレット端末を活用して支援を充実するとともに、各市町が配置する日本語指導補助者や支援員等による日本語教育サポート等を支援します。
- 少人数指導・少人数学級については、教員不足の中においても、組織的・計画的な取組となるよう工夫しながら、基本的な生活習慣や学習習慣の形成、学力の向上、生徒指導面での改善等、少人数教育の更なる推進を図ります。
- 夜間中学については、引き続きニーズの把握に努めるとともに、最新のニーズ調査や国勢調査等の結果、各地域の実情なども勘案のうえ、設置等の必要性について、市町教育委員会とともに検討していきます。
- ヤングケアラーへの支援に加え、経済的理由や居住場所（中山間地域等）等で就学が困難な状況にある子どもたちへの支援体制のさらなる充実を図ります。

【主な取組】

■ 日本語指導が必要な児童生徒への支援

- ▶ 学校生活や社会生活において、必要な知識や日常生活に必要な基本的な日本語の習得に向けたオンラインによる日本語の学習支援
- ▶ 各市町が配置する日本語指導補助者や支援員等による、日本語指導が必要な児童生徒の学習の支援
- ▶ 日本語と教科の統合指導、生活指導等を含めた総合的・多面的な指導を授業の中で支援する日本語教育サポート体制の支援



県立大学によるオンライン日本語指導

■ 少人数指導（複数教員による指導、学習集団の編成）や少人数学級の拡充

- ▶ ティーム・ティーチングや習熟度に応じた少人数指導等、学習集団の弾力的な編成による授業形態の工夫・改善
- ▶ いわゆる「小1プロブレム[※]」等、課題の解決を積極的に行う大規模校に対する30人学級加配教員等の配置とその取組の成果の普及

■ 夜間中学設置の必要性等についての検討

- ▶ ニーズや各地域の実情などを勘案のうえ、夜間中学設置の必要性について各市町教育委員会とともに検討
- ▶ 具体的な検討を行う市町に対し、教職員の配置や教育課程の編成、施設改修等に係る補助制度に関する情報の提供など、設置・運営に必要な支援の実施

■ ヤングケアラーの支援

- ▶ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置を支援し、福祉部局によるヤングケアラーへの必要な支援につなぐための教育相談体制の一層の充実

■ 経済的理由や居住場所（中山間地域等）等により、修学が困難な状況にある児童・生徒等に対する支援

- ▶ 国と一体となった就学支援金や奨学給付金等の更なる拡充及び制度の周知促進
- ▶ 市町が負担するスクールバス整備等の国の制度の活用支援及び県立高校の再編整備の影響を受ける高校生等の遠距離通学の支援

コミュニティ・スクールの連携・協働体制を生かした取組

- ・地域のサポーターによる日本語学習の支援
- ・地域のサポーターによる通訳

ICT環境を生かした取組

- ・1人1台タブレット端末を活用したオンライン日本語指導の実施
- ・日本語指導が必要な児童生徒のレベルに応じたデジタル学習コンテンツの活用の促進
- ・1人1台タブレット端末を活用した就学支援金や遠距離通学支援等の周知

【推進指標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値 |
|---|---------------------------------------|--------------------------|
| 「授業は、自分にあった教え方、教材、学習時間などになっていた」と答えた児童生徒の割合（公立小・中学校） | 小 84.8% 中 80.3% (2023 (令和5) 年度) | 90.0% (2027 (令和9) 年度) |
| 日本語指導が必要な児童生徒のうち、日本語指導を受けている児童生徒の割合（公立小・中学校） | 92.5% (2021 (令和3) 年度) | 100% (2027 (令和9) 年度) |

(再掲)

| 指標名 | 現状値 | 目標値 |
|--|---------------------------------------|--------------------------|
| 勉強が「好き」「どちらかといえば好き」である児童生徒の割合（公立小・中学校） | 小 61.6% 中 62.6% (2023 (令和5) 年度) | 80.0% (2027 (令和9) 年度) |

※**中学校夜間学級（夜間中学）**：様々な理由により義務教育を修了できなかった人や、不登校等のためにほとんど学校に通えなかった人や、本国や我が国で義務教育を修了していない外国籍の人などが学ぶ学校

※**小1プロブレム**：入学したばかりの小学校1年生で、集団行動がとれない、授業中座ってられない、じっくりと話を聞けないなどの落ち着かない状態が見られるが、こうした状態がなかなか解消されず、数か月継続しているような状態